

## 防火地区、準防火地区及び 22 条区域

### 防火構造の定義と技術基準

防火構造とは

近隣でおきた通常の火災が燃え移ってくるのを一定時間（30 分間）防ぐことを目的とした構造です。防火構造は外壁と軒裏の性能であり、防火建築物ではありません。

建築物の外壁又は軒裏の構造のうち、防火性能（建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するための当該外壁又は軒裏に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術基準に適合する鉄網モルタル塗り、しっくい塗りその他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法もちいるもの又は国土交通省の認定を受けたものをいう（第 2 条）

・防火性能に必要な技術基準

防火性能の部位別必要性能（法第 2 条八号）令 108 条）

部 位			通常の火災	
			非損傷性	遮熱性
壁	外 壁	耐力壁	30 分	30 分
		非耐力壁	—	30 分
	軒 裏	—	—	30 分

注）時間は、各加熱開始後。—は制限なし。

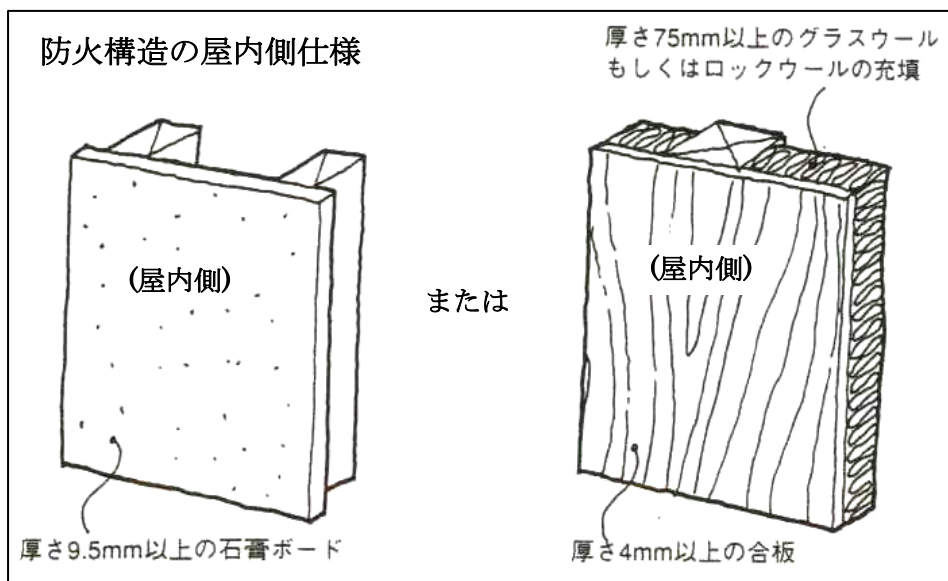
非損傷性：構造耐火上支障のある損傷を生じないこと。

遮 熱 性：加熱面以外の面の温度がその面に接する可燃物の燃焼のおそれのある温度以上に上昇しないこと

ウールブレスは、厚さ 9.5 mm 以上の石膏ボードを屋内側に張ることにより、使用できます

75 mm 以上のグラスウール、ロックウールで防火構造認定を取得している窯業系サイディング、金属系サイディング、軽量モルタル塗り等の外壁材であっても、

厚さ 9.5 mm 以上の石膏ボードを屋内側に張ることにより、ウールブレスを使用できます。



(平成 12 年建設省告示第 1359 号)